



みんなで作ろう！

宮田村むらづくり基本条例

No. 11

発行：むらづくり基本条例策定委員会
平成 27 年 8 月

住民説明会を開催しました！

条例案が完成

策定委員会が策定を進めてきた、宮田村むらづくり基本条例案が完成し、7月7日～9日の3日間、住民説明会が開催されました。説明会には3会場あわせ約150人が参加しました。

説明会では、前文から第38条までで構成される条例案を、条ごと具体的に説明しました。

また、住民、議会、行政の各部会が、条例案が完成するまでの課程や、条例に込めた思いを発表。住民部会長の代田竜介さんは、部会の中で数多く出された意見をもとに、条文としてきた経過を披露し、「宮田村の特徴を生かし、



村民会館で行われた説明会（7月9日）

村民みんなが主役の笑顔あふれるむらづくりを基本理念にした」と話しました。

策定委員会では、

この説明会で出された意見をふまえて再検討をし、取りまとめた最終案は8月12日に村長に提言されます。

説明会で出されたおもな意見や質問と、策定委員会の考え方は次のとおりです。

■条例の中に「福祉」という言葉が出てこないが、協働のむらづくりのためには必要なことではないか。

← 福祉についても議論してきています。「健康と福祉の増進」として条文化し、どんな議論があつてこの条文になったのかは、条文の一つ一つを解説する「逐条解説」を作成してわかるようにします。

■子どものむらづくりへの参加とあるが、どのような形で

参加することになるのか。

← 村の将来を担っていく子どもにも、大人が意見を聞き、むらづくりに反映していくことが必要だという議論からこの条文になっています。

■「努めなければならない」という言葉はきつい感じがする。罰則があるようにも捉えられるがどうなのか。

← 法律用語上の努力規定の表現で、「ををする」といったように強制をしているものではありません。罰則の規定もありません。

条例案の全文は、村ホームページでご確認ください。パブリックコメント(意見公募)は9月上旬から実施します。

圖みらい創造課

☎ 85・3181